

●香川県警察本部告示第15号

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年5月29日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程

香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(連戻しの手配)</p> <p>第51条 警察本部長は、<u>少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項前段若しくは第90条第5項前段又は少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項前段若しくは第79条第5項前段</u>の規定による連戻し<u>のための</u>援助を求められたときは、関係する警察署長（他の都道府県に関係する場合には、当該都道府県の警視総監又は道府県警察本部長）に必要な手配を行うものとする。</p>	<p>(連戻しの手配)</p> <p>第51条 警察本部長は、<u>少年院法（昭和23年法律第169号）第14条第1項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定による連戻しの援助を求められたときは、関係する警察署長（他の都道府県に関係する場合には、当該都道府県の警視総監又は道府県警察本部長）に必要な手配を行うものとする。</p>

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。